第３６回生駒市情報公開及び個人情報保護審査会会議録

［日　時］　平成２０年１０月３０日（木）午後７時～午後９時

［場　所］　生駒市役所　４０１会議室

［出席者］

（委　員）　石田榮仁郎、緒方賢史、金谷重樹、三村英子

（事務局）　企画財政部長・中田好昭、総務課長・高田明平

同課長補佐・堀本慎一、同課情報統計係長・市川　豊

［配付書類］

〔当日〕　１　レジュメ

２　第35回生駒市情報公開及び個人情報保護審査会会議録（案）

３　諮問情第１１号答申案

４　諮問情第１４号答申案

５　次回、不服申立て案件について

〔事前郵送〕

１　第35回生駒市情報公開及び個人情報保護審査会会議録（案）

〔審議等事項〕

１　第35回会議録案について

２　諮問情第１１号について

３　諮問情第１４号について

４　その他

≪審議等内容≫

１　第35回生駒市情報公開及び個人情報保護審査会会議録（案）について

前回会議録について確認、承認。

２　諮問情第１１号について

（１）答申案にもとづき論点整理

・答申案を読み上げ確認し、前回会議で議論した論点を再度確認

・申立人からの意見書及び意見陳述がないため、趣旨及び理由を異議申立書の記述を元に再確認。

（２）本件対象公文書において、実施機関側が職員の特別休暇の取得理由を不開示とした理由を検討した。

休暇を取得したことは自体は、公務にかかわることであり開示されるものであるが、その理由までは個人情報であり、開示されるものではない。結果、条例第６条第２号に該当し、部分開示とした決定は、妥当であると判断する。

（３）本答申案をもとにまとめることが妥当である。

３　諮問情第１４号について

（１）答申案にもとづき論点整理

・答申案を読み上げ確認し、前回会議で議論した論点を再度確認

・申立人からの意見書及び意見陳述がないため、趣旨及び理由を異議申立書の記述を元に再確認。

（２）本件対象公文書において、不開示部分とした、入札代理人の印影や各自治会長住所・電話番号、配布担当者の住所・氏名・電話番号、管理人の氏名・住所、入館キーの暗証番号は、条例第６条第２号に該当すると判断すべきである。

（３）入札代理の氏名については、法人の代表として入札に参加していると解せられ開示することは妥当である。

（４）本答申案をまとめることが妥当である。

４　その他

（１） 本日議論した答申案をもとに次回審査会にて最終答申を作成。

（２）次回案件について確認

・諮問情第 15 号及び 17 号を予定

・申立人よりの意見陳述を予定

・申立人より補佐人の依頼あり、承認する